

## 川越市ワンデーレスポンス実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事の施工中に発生する予見不可能な諸問題に対し、当該工事の発注者及び受注者が共通認識のもとに協力し、迅速な対応を行うことにより、工事の安全と品質を確保しつつ円滑な工事の完成を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ワンデーレスポンス 現場の問題発生時における受注者からの協議事項等に対する回答をその日のうちに行うことをいう。
- (2) その日のうち 受注者からの協議等があったときから24時間以内をいう。

### (対象工事)

第3条 本市が発注する請負契約金額500万円以上の建設工事とする。

### (実施方法)

第4条 発注者は、設計図書内特記仕様書にワンデーレスポンス対象工事である旨の記載をするものとする。

- 2 受注者からの協議等に対する回答は、ワンデーレスポンスを基本としなければならない。ただし、その日のうちに回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、その日のうちに予告しなければならない。なお、予告した回答日を超過することが明らかになった場合においては、速やかに受注者と協議し、新たな回答日を決定しなければならない。この場合において、受注者は計画工程と実施工程の比較照査を行い発注者に報告するものとする。

### (雑則)

第5条 発注者及び受注者は、ワンデーレスポンスの趣旨を十分に踏まえつつ、その円滑な実施に努めなければならない。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。